

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準		厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合	
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援B型事業所に置くべき職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。		百分の七十	
厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合		
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	合 百分の七十		
厚生労働大臣告示第五百五十一号	厚生労働大臣告示第五百五十九号		
厚生労働大臣が定める施設基準	厚生労働大臣が定める施設基準		
イ 指定療養介護の施設基準	イ 指定療養介護の施設基準		
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百七十一号）別表介護給付費等単位表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第4の1の1の療養介護サービス費(1)を算定すべし。 指定療養介護の単位（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第五百二十三号。以下「指定障害福祉サービス標準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百七十一号）別表介護給付費等単位表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第4の1の1の療養介護サービス費(1)を算定すべし。 指定療養介護の単位（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第五百二十三号。以下「指定障害福祉サービス標準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準		
当該指定療養介護の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数（生活支援員として看護師を配置している場合には、平成二十一年九月三十日までの間、看護師以外の生活支援員として配置する員数と生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。）が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十五号は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成八年厚生労働省令第七百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第二条第十五号に定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第4の1注2に規定する者を除く。口から三までにおいて同じ。）の数の平均値を二で除して得た数以上であること。	当該指定療養介護の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数（生活支援員として看護師を配置している場合には、平成二十一年九月三十日までの間、看護師以外の生活支援員として配置する員数と生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。）が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十五号は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成八年厚生労働省令第七百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第二条第十五号に定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第4の1注2に規定する者を除く。口から三までにおいて同じ。）の数の平均値を二で除して得た数以上であること。		

厚生労働大臣 柳澤伯夫

八 口 介護給付費等単位数表第4の1の口の療養介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準
 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。
 九 介護給付費等単位数表第4の1のハの療養介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準
 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。
 一〇 二 介護給付費等単位数表第4の1のニの療養介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準
 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。
 一一 介護給付費等単位数表第4の1のホの療養介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準
 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。
 一二 介護給付費等単位数表第4の1のホの疗養介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定疗养介護の単位の施設基準
 当該指定疗养介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤换算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。
 一二 三 第三条第二項の規定により読み替えて適用される指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する数以上であること。
 一二 四 指定生活介護等の施設基準
 一 介護給付費等単位数表第5の1のイの生活介護サービス費(Ⅰ)を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第5の1の注3に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員(以下この号において「生活支援員等」という。)の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注2の(1)又は(2)のいずれかに該当する者を除く。)から今までにおいて同じ。)の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。
 二 介護給付費等単位数表第5の1のロの生活介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。
 三 介護給付費等単位数表第5の1のハの生活介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を一・五で除して得た数以上であること。
 四 介護給付費等単位数表第5の1のニの生活介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。
 五 介護給付費等単位数表第5の1のホの生活介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤换算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。
 六 介護給付費等単位数表第5の1のホの疗养介護サービス费(Ⅳ)を算定すべき指定疗养介護等の単位の施設基準
 当該指定疗养介護等の単位ごとに置くべき生活支援员等の员数の总数が、常勤换算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。
 七 介護給付費等単位数表第5の1のホの疗养介護サービス费(Ⅳ)を算定すべき指定疗养介護等の単位の施設基準
 当該指定疗养介護等の単位ごとに置くべき生活支援员等の员数の总数が、常勤换算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

- チ 介護給付費等単位数表第5の1のチの生活介護サービス費(四)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
- 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を五で除して得た数以上であること。
- 又 介護給付費等単位数表第5の1のリの生活介護サービス費(四)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
- 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を五・五で除して得た数以上であること。
- 又 介護給付費等単位数表第5の1のヌの生活介護サービス費(四)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
- 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。
- ル 介護給付費等単位数表第5の1のルの生活介護サービス費(四)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
- 当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第一号に規定する員数以上であること。
- イ 介護給付費等単位数表第10の1のイからハまでの施設入所支援サービス費(1)、施設入所支援費等単位数表第10の1の注2に規定する指定施設入所支援等の単位(介護給付費(四)及び施設入所支援等の施設基準
- 四条第一項第五号に規定する生活支援員(以下「生活支援員」という。)の員数が次の(1)から(4)までのいずれかに該当すること。
- (1) 前年度の利用者の数(指定生活介護等以外の昼間実施サービス(指定障害者支援施設基準第二条第十六号に規定する昼間実施サービスをいう。)による利用者にあっては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下このイにおいて同じ。)の平均値が二十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、一以上
- (2) 前年度の利用者の数の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、二以上
- (3) 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、三以上
- (4) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、三、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- ロ 介護給付費等単位数表第10の1のミからトまでの施設入所支援サービス費(四)、施設入所支援サービス費(四)、施設入所支援サービス費(四)及び施設入所支援等の施設基準
- 前年度の利用者の数の平均値が三十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、一以上
- (1) 前年度の利用者の数の平均値が三十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、二以上
- (2) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、二、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

- ハ 介護給付費等単位数表第10の1のチからヌまでの施設入所支援サービス費(四)、施設入所支援サービス費(四)及び施設入所支援等の施設基準
- 夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
- (1) 前年度の利用者の数の平均値が六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、一以上
- 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、一に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 又(2)のいずれかに該当すること。
- 前年度の利用者の数の平均値が六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあっては、一以上
- 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあっては、一に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- イ 介護給付費等単位数表第10の1のルの施設入所支援サービス費(四)を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準
- 宿直勤務を行う職員が一人以上配置されていること。
- 四 指定自立訓練(生活訓練)の施設基準
- イ 介護給付費等単位数表第12の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等(介護給付費等単位数表第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等をいう。)以下同じ。)の施設基準
- (1) 短期滞在加算(1)を算定すべき場合の施設基準
- (1) 居室の定員が一人以下(指定障害者支援施設基準附則第十六条の規定による指定障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。)が行う場合にあっては、原則として四人以下)であること。
- (2) 居室のほか、次の(ア)から(イ)までに掲げる設備を有していること。
- (ア) 洗面設備
- (イ) 便所
- (ウ) その他サービスの提供に必要な設備
- (エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。
- (オ) 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が一人以上配置されていること。
- (カ) 短期滞在加算(1)を算定すべき場合の施設基準
- (1) の(ア)から(ミ)までに掲げる標準を満たしていること。
- (2) 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が一人以上配置されていること。
- ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準
- (1) 精神障害者退院支援施設加算(1)を算定すべき場合の施設基準
- (1) 利用定員が次の(ア)又は(イ)に掲げる精神障害者退院支援施設(介護給付費等単位数表第12の8の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める基準を満たしていること。
- (ア) 病院の建物内の医療法(昭和二十二年法律第二百五号)第七条第二項第一号に規定する精神病床を転換して設けられたもの(以下「病床転換型」という。)二十人以上六十人以上
- (イ) 病床転換型 四人以下であること。
- (ア) 病床転換型以外のもの 原則として個室であること。
- (イ) 病床転換型以外のもの 原則として個室であること。
- (ア) 居室の定員が次の(ア)又は(イ)に掲げる精神障害者退院支援施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める基準を満たしていること。
- に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める基準を満たしていること。
- (ア) 病床転換型 六平方メートル以上であること。
- (ア) 病床転換型 六平方メートル以上であること。
- (ア) 居室のほか、次の(ア)から(イ)までに掲げる設備を有していること。
- (ア) 洗面

